

環境報告書 2009

Environmental Report

～私たちの環境配慮の取組み～



独立行政法人環境再生保全機構

Environmental Restoration and Conservation Agency

CONTENTS

理事長メッセージ	．．．．．	3ページ
機構の概要	．．．．．	4ページ
環境配慮に関する基本方針	．．．．．	5ページ
環境配慮のための実行計画	．．．．．	6ページ
環境配慮のための実行計画の具体例	．．．	7ページ
環境物品等の調達の推進	．．．．．	9ページ
温室効果ガス削減計画	．．．．．	10ページ
環境配慮への業務トピックス	．．．．．	11ページ
社会的取組みの状況	．．．．．	15ページ
労働安全衛生活動	．．．．．	16ページ
監事による評価結果	．．．．．	18ページ

■編集方針

本報告書は、独立行政法人環境再生保全機構の業務運営における環境配慮の取組等を中心に報告しています。

- ・報告対象期間
2008年4月～2009年3月
- ・参考にしたガイドライン
「環境報告ガイドライン(2007年版)(環境省)」
- ・次回発行予定 2010年9月

■作成部署及び連絡先

独立行政法人環境再生保全機構 総務部総務課

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番

ミュージア川崎セントラルタワー8階

TEL. 044-520-9523

- 本報告書に関するご意見、ご質問等は下記のアドレスまでお願いします。

URL. <http://www.erca.go.jp/houkoku/index.html>

環境分野の政策実施機関としての使命を果たしてまいります。

今、ごくあたりまえのように感じている空気は、地球の誕生の後、何億年もの長い年月を経て現在の組成となりました。環境再生保全機構の「ERCA」ロゴマークは、そうした「空気」を基盤として良好な環境の創出や保全を図り、健康で文化的な生活の確保や人類の福祉に貢献していく姿勢をマークに込めています。

このような視点に立ち、機構は、平成16年4月に独立行政法人としてスタートして以来、環境分野の政策実施機関として良好な環境の創出と保全に努め、地球規模で対策が必要となる環境問題に対し機構が有する能力や知見を活用して国内外からの様々な要請に応えることにより、真に環境施策の一翼を担う組織となることを目指しています。

今年度からは新たに5年間の第2期中期目標期間が始まり、今後も良質なサービスを提供し、機構と関わりのある組織や人々との良好な信頼関係の構築を目指し、さらには公共性を見地から業務遂行の透明性を確保するとともに、組織と業務の効率的運営に努めてまいります。

機構は、その業務自体が環境保全を目的としており、業務を適切に遂行することによって環境保全に貢献していると考えております。それだけに、業務の実施に際しては、環境に対して格段の配慮を必要としています。常に環境に配慮しつつ業務を遂行し、社会の範となるよう努めてまいります。

こうした私たちの環境配慮に向けた取り組み状況をまとめた「環境報告書2009」をここにご報告いたします。



多摩川花火大会の清掃ボランティアにて

独立行政法人環境再生保全機構理事長

漆 亮 策

独立行政法人環境再生保全機構とは

■根拠法 独立行政法人環境再生保全機構法（平成15年法律第43号）

■設立年月日 2004年4月1日

■業務内容

1. 公害健康被害の補償等に関する法律（以下「補償法」という。）に基づく公害健康被害補償業務

2. 補償法に基づく公害健康被害予防事業

3. 民間団体の環境保全に関する活動を支援する助成事業及び振興事業（地球環境基金事業）

4. ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理助成業務

5. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく最終処分場維持管理積立金の管理業務

6. 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく石綿健康被害救済業務

7. 1から6の業務の遂行に支障のない範囲内での環境の保全に関する調査研究、情報の収集・整理・提供、研修

8. 機構業務の特例（建設譲渡事業及び貸付事業に係る債権の管理・回収等）

■目的

公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、廃棄物最終処分場の維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済等の業務を行うことにより、良好な環境の創出その他の環境の保全を図ることを目的としています。

■役職員数 151名（2009年4月1日現在）

1 業務における環境配慮と環境保全の効果の向上

業務の遂行に当たって、常に環境に配慮し、環境保全の効果の向上を目指し、継続的な改善に努める。

2 法規制等の遵守と自主的取組の実施

環境関連の法規制等を遵守するとともに、自主的取組を実施し、より一層の環境保全を図る。

3 環境への負荷の低減に係る目標の設定

省エネルギー、省資源及び環境物品等の調達に関する目標を設定し、環境への負荷の低減を図る。

4 日常活動における環境配慮

全ての役職員の環境配慮に関する意識の向上を図り、業務遂行時はもちろんのこと、日常活動においても、常に環境配慮に努めるようにする。

5 社会とのコミュニケーション

社会と広く双方向のコミュニケーションを図り、情報開示に努める。

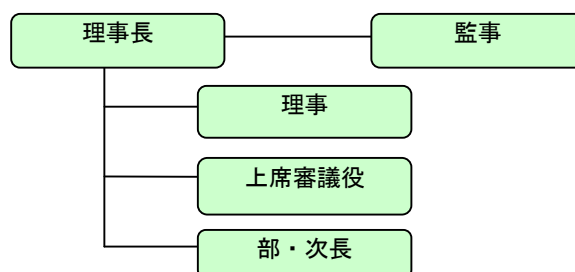
環境配慮のための実行計画

- 環境再生保全機構では、業務運営における環境配慮を推進するため、理事長を委員長とする環境委員会を設置し、環境配慮のための実行計画、環境物品等の調達等に関して調査審議し、より強固に取組みを進めています。

環境委員会

環境物品等の調達の推進を図るための方針を展開するにあたり、物品等の調達にあたっては従来考慮されてきた価格や品質などに加え、環境負荷の低減が可能かどうかを考慮して調達する、旨の呼びかけを定期的に行うことで、全職員等に環境配慮への意識付けを行いました。

環境委員会の構成



環境配慮のための実行計画

日常業務の遂行にあたっての「環境配慮のための実行計画（平成 20 年 4 月 1 日）」を定め、エネルギー及び資源の有効利用や節減等に努めています。当機構の業務が、事務所におけるデスクワークが中心であることを踏まえ、事務所での電気使用量の削減やコピー等の用紙使用量の削減といった項目について目標を定めています。「環境配慮のための実行計画（平成 20 年 4 月 1 日）」【抜粋】

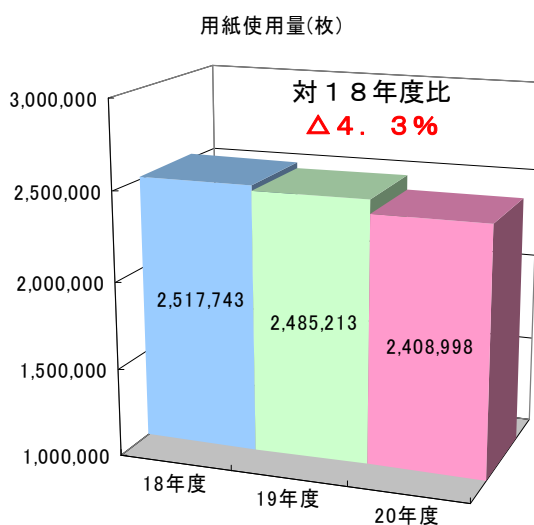
用紙類の使用量の削減	・資料の作成にあたっては、極力簡潔なものとする。
	・印刷やコピー枚数は必要最小限とする。
	・ミスコピー等により不要となった片面コピーの紙類は、情報の漏洩に留意の上、その裏面をメモ用紙等に再利用する。
	・個人保有の書類は極力削減し、担当スタッフ共通の書類としてファイリング、または、電子情報として共有フォルダに保存する等保存書類の削減に努める。
	・最終的に不要となった紙類は、分別回収ボックスに入れる。 ・使用用紙量を適宜把握する。
電気使用量の削減	・昼休みにパソコンの電源を切る。
	・パソコンの電源を切る場合、主電源スイッチのある機器についてはそのスイッチも切る。
	・夏季においては、服装の軽装化の励行により適温確保を図る。
	・冬季においては、暖房に頼り過ぎず動きやすく暖かい服装にすることにより適温確保を図る。 ・電気使用量を毎月把握する。
受託業者に対する働きかけ	・機構が発注する事業等については、適切な環境保全の取組がなされるように、入札時および発注時に必要な事項を盛り込む。
削減目標	・用紙使用量及び電気使用量：平成 18 年度を基本として 1%削減する。
	※なお、電気使用量についてはOA機器及び照明等を対象とする。

環境配慮のための実行計画の具体例

- 環境再生保全機構では、LAN活用など業務の電子化の推進等により、**用紙使用量の削減**を図っています。
- 平成 20 年度の使用量について、本部・大阪支部とも基準年度（平成 18 年度）比**4.3%削減**（削減目標 1%）しました。
- 資源のリサイクルを推進するため、**分別回収の徹底**を行っています。

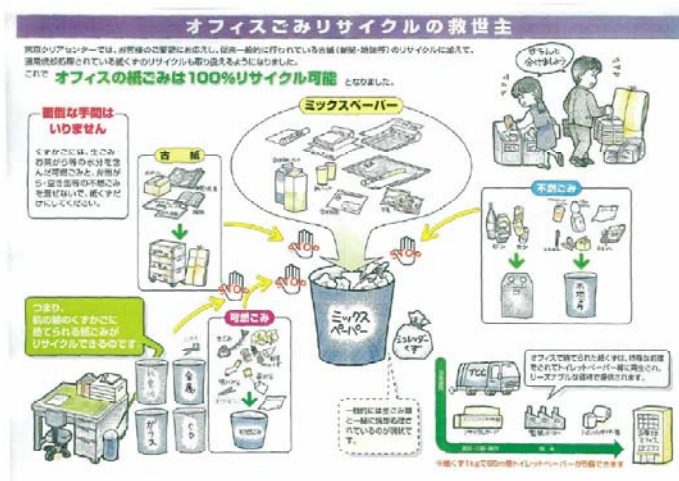
用紙使用量の削減

資料の簡素化や両面コピーの推奨、LAN活用による機構内の連絡における紙使用の削減、保存書類の電子化推進などを行っています。



分別回収の徹底

機構が入居しているビルでは、「ミックスペーパー」、「再利用古紙」、「ビン」、「カン」、「ペットボトル」等 10 種類の分別を行っており、資源のリサイクルを推進しています。今後も分別回収の徹底を継続し、環境負荷の低減と資源の再利用に努めていきます。

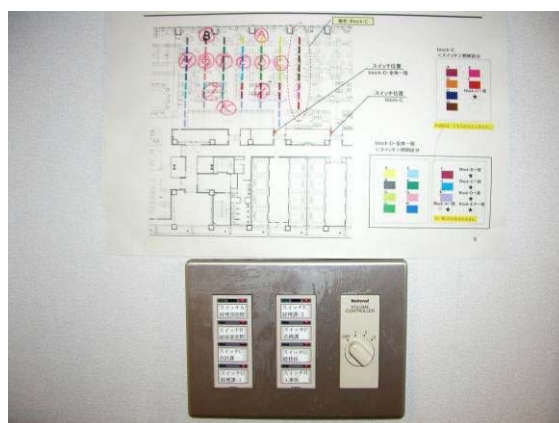
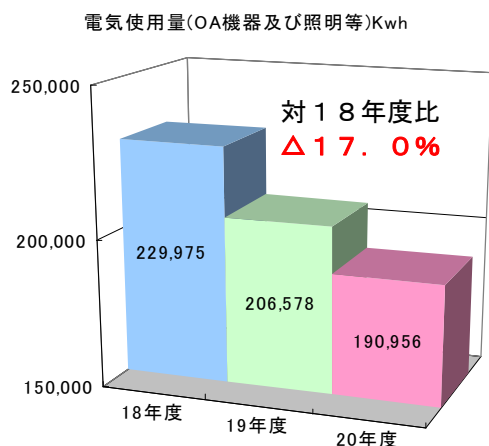


環境配慮のための実行計画の具体例

- 環境再生保全機構では、職員全員が日常的に身近な省エネルギー対策に取り組んでいます。
- 昼休みの消灯及び冷暖房の適切な温度設定の推進（クールビズ・ウォームビズ）により、**電気使用量の削減**を図っています。
- 平成 20 年度の電気使用量について、本部・大阪支部とも基準年度（平成 18 年度）比 **17.0%削減**（削減目標 1%）しました。

電気使用量の削減

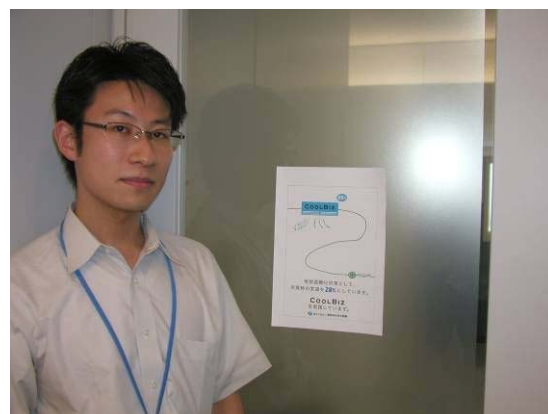
昼休みや退出時における照明の自主的な部分消灯、夏季 28℃・冬季 20℃を基準とした冷暖房の適切な温度設定など、省エネルギー対策に取り組んでいます。また、執務室エリアの照明のゾーン管理を行うなど、より細かな節電を行えるような環境を整備しています。



電気スイッチのゾーン管理



クールビズポスター



クールビズ

環境物品等の調達の推進

- 環境再生保全機構では、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づき、**環境物品等の調達の推進**を図るため、紙類、文具類、機器類、OA機器などの調達には環境負荷の低減に配慮した物品調達を行っています。
- 環境物品等の調達の推進を図るための方針及び**環境物品等調達実績**をホームページで公表しています。

環境物品等の調達の推進

調達目標について緊急時等を除き100%達成しました。特に、筆記用具等、主要材料がプラスチックの場合には、調達方針が再生プラスチックの含有率40%以上に対して、再生プラスチックの含有率100%の製品を調達する等、基準を上回る製品の調達に取り組みました。

また、ボールペン・蛍光ペン類については、詰め替え式の購入を徹底することや、使用済みファイルの再利用、消耗品の一括購入など、環境配慮に努めています。環境物品対象外の物品調達においても、OA機器やスタンプ、梱包用品等幅広い品目について、より環境に配慮した製品を購入するようにしています。

さらに、物品等の納入の際には、事業者の方に対して簡易包装をお願いするなど、グリーン購入や環境配慮についての考え方が、機構内のみならず関係機関等へも広がるような取り組みを継続しています。

特定調達品目調達実績

主な環境物品等の調達実績（平成20年度）

分野	品目	総調達量	調達率
紙類	コピー用紙	4,038kg	100%
文具類	ボールペン	152本	100%
	マーキングペン	488本	100%
	消しゴム	162個	100%
	ファイル	6,788冊	100%
	ファイリング用品	9,328個	100%
	事務用封筒（紙製）	108,890枚	100%
	窓付き封筒（紙製）	8,000枚	100%
	ノート	110冊	100%
	インデックス	176個	100%
	付箋紙	9,401個	100%
オフィス家具等	棚	21連	100%
OA機器	記録用メディア	613個	100%
	一次電池又は小型充電式電池	146個	100%
役務	印刷	79件	100%

- 平成 20 年度の環境再生保全機構の温室効果ガスについて、平成 20 年度の電気事業者別排出係数は公表されていないため、暫定的に平成 19 年度の電気事業者別排出係数を用いて推計した結果、**79,788 Kg-CO₂** でした。
- 賃貸ビルの為、OA 機器、照明等を対象としています。

平成 19 年度の排出量（確定値）86,559 Kg-CO₂ に比べ、7.8%（6,771 Kg-CO₂）削減となりました。

なお、平成 20 年度の温室効果ガス排出は、今後公表されることになる平成 20 年度の電気事業者別排出係数を用いて、平成 21 年度の温室効果ガス排出量の推計を行う際に確定値を公表する予定です。

独立行政法人環境再生保全機構温室効果ガス削減計画に掲げた平成 24 年度までに平成 18 年度比 3%削減するという目標の達成に向け、空調温度及び照明度の適正化など電気使用量の削減に向けて更に徹底的に取り組んでまいります。

【過去3カ年間の温室効果ガス削減計画実績】

	(単位)	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度 (暫定値)
施設のエネルギー使用	Kg-CO ₂	82,890	86,559	79,788
電気	Kg-CO ₂	82,890	86,559	79,788
（電気使用量）	kWh	本部 199,115 支部 26,860 計 225,975	本部 185,626 支部 20,952 計 206,578	本部 167,763 支部 23,193 計 190,956
（電気の排出係数）	Kg-CO ₂ / kWh	本部 0.368 支部 0.358	本部 0.425 支部 0.366	本部 0.425 支部 0.366
電気以外	Kg-CO ₂	0	0	0
その他	Kg-CO ₂	0	0	0
合計	Kg-CO ₂	82,890	86,559	79,788

- ・ 電気使用量は減少しているが、電気の排出係数が増加しているため、平成 19 年度温室効果ガス排出量は前年度比で増加している。

- 環境再生保全機構は、**汚染負荷量賦課金の申告書**について、電子化の推進に取り組んでいます。
- 電子化を推進することにより、納付義務者の事務処理負担が軽減されるとともに、**ペーパーレス化**による用紙の消費量の抑制が図られることを期待しています。
- 平成20年度の全申告件数に占める**電子申告の割合は50.6%**となり、平成19年度に比べ1.5%増加しました。

汚染負荷量賦課金申告の電子化推進の取組み

汚染負荷量賦課金の申告については、納付義務者の事務処理負担軽減のため、従来の用紙申告のほかに、Excelの雛型ファイルを使った電子申告を実施しています。

電子申告には、フロッピーディスク（以下「FD」という。）による申告（平成11年度から導入開始）とオンラインによる申告（平成15年度から導入開始）があります。

納付義務者の事務処理負担軽減とペーパーレス化による用紙消費量抑制を図るために、申告・納付説明会等の場を活用してオンライン申告のメリット等の説明を行うなど、オンライン申告等電子申告の推進に努めています。

◆ FD 申告方式については、賦課金のホームページから申告に必要な様式をダウンロード、又は、各地商工会議所でコピーし、必要事項を入力します。必要事項を入力した申告書と添付書類のデータはFDに保存します。なお、申告書への押印は省略できないため、プリントアウトして、社印及び代表者印又は代理人印を押印します。押印した申告書とデータを保存したFDを各地商工会議所に提出します。

◆ オンライン申告方式については、電子申告等届出書により、申告を行う代表者又は代理人を、「電子申告等を行う者」として事前に登録・申請します。

機構では、電子申告等届出書に基づき、オンライン申告に必要な認証情報（ユーザID、仮パスワード、識別コード）を作成し、事業者へ送付します。事業者は、この認証情報を基にオンライン申告サイトにログインし、申告に必要な様式をダウンロードします。必要事項を入力した申告書と添付書類のデータを、オンライン申告サイトから機構に送信します。



電子化申告の推進により期待される効果

(1) 事務処理負担の軽減

FD 申告、オンライン申告とも同じ雛型ファイルを使っているため、用紙申告で見られた計算誤り、記載漏れ、記載誤りを防ぐことができます。また、申告書記載事項の自動取り込み機能により、申告書については、納付義務者名や工場・事業場名など変更のない項目については入力する手間が省けます。さらに、オンライン申告では、申告の際の押印も省略できます。

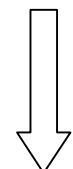
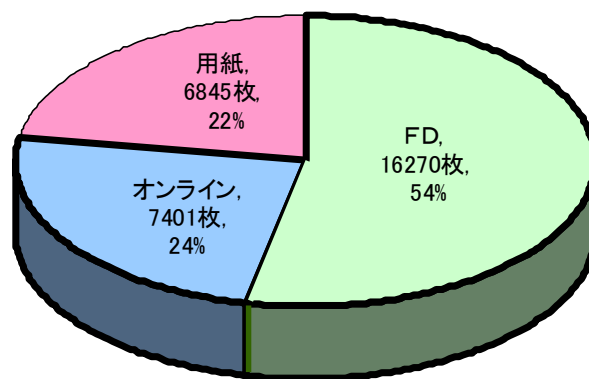
申告方式を用紙申告からFD 申告、オンライン申告に変更することにより、納付義務者が申告書を作成する時間が軽減されます。

(2) ペーパーレス化による用紙消費量の抑制

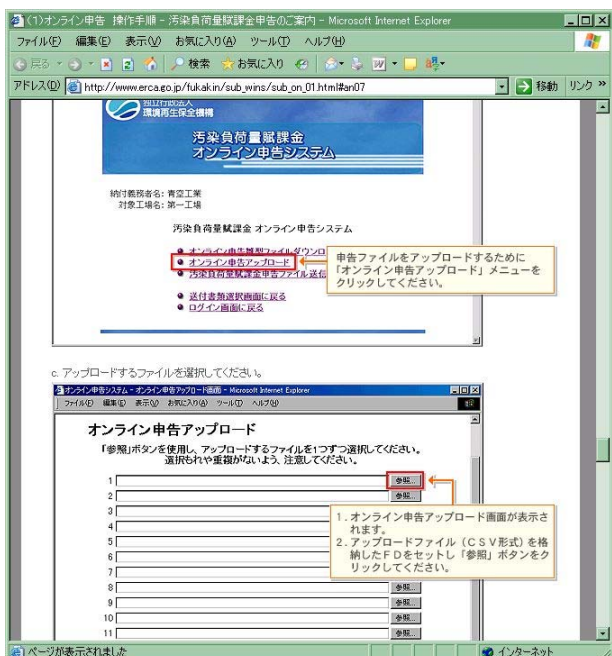
用紙申告では、申告書・算定様式とも用紙での提出です。しかし、FD 申告の場合は、申告書は用紙ですが、SO_x (硫黄酸化物) の排出量を計算するための算定様式 (A 様式、B 様式、加重平均一覧表など全 7 種類) はFD に保存して提出するため、用紙での提出は必要なくなります。また、オンライン申告では申告書、算定様式ともオンラインで送信するため、用紙での提出はまったくなくなります。

申告方式を用紙申告からFD 申告、オンライン申告に変更することにより、納付義務者が申告書を作成する時間が軽減され、また、ペーパーレス化も図られ、用紙の消費量を抑制することができます。すべて用紙申告した場合に必要な用紙 (算定の過程を示す添付資料) の枚数は 30,516 枚 (平成 20 年度) でありましたが、FD 申告及びオンライン申告を利用することにより、23,671 枚の用紙が不要となっています。

■算定の過程を示す添付資料 (平成 20 年度)



電子申告の推進により、用紙が23,671枚 (FD分16,270枚、オンライン分7,401枚) 節約されました。



オンライン申告画面

環境配慮への業務トピックス

■ エコカーワールドにおける環境配慮

2008年6月7日（土）、8日（日）の2日間、環境省と独立行政法人環境再生保全機構及び横浜市は「**エコカーワールド2008**」を開催いたしました。

太陽光発電システムを設置し、会場内で使用する電力の一部に利用することによって、自然エネルギーの利用にも努めています。

エコカーワールドでの取組み

エコカーワールドは、大都市地域を中心とする窒素酸化物（NOx）、粒子状物質（PM）等による大気汚染防止や地球温暖化対策に有効な低公害車について、国民の理解を深め、その普及促進を図ることを目的としており、2008年で23回目を迎えました。横浜市では、5回目の開催になります。このイベントでは、赤レンガ倉庫広場を会場として、エコカーに関する様々な催し物が開かれました。また、エコカーの試乗体験もあり、参加者からは非常に好評を得ています。

会場内で使用する電力の一部には、ソーラーパワートラックを利用し、ステージイベントで使用する電力をまかないました。このソーラーパワートラックは、トラックの荷台やウィングに太陽電池が取り付けられており、それによって発電をしています。



エコカーワールド全景



ブースの風景



ソーラーパワートラック



トラックの太陽電池

エコカーワールド来場者の声

～エコカーについて～

「LPG、CNG、充電等供給インフラの拡大がエコカーの普及に大きな助力になると思う。」
 「新しい車に買い換えるのではなく、今乗っている車をエコカーにする技術を考えて欲しい。」
 「試乗体験をこれからも続けて欲しいです。」

～イベントについて～

「子供向けコーナーを充実させたら良いと思う。将来を担うから。」
 「楽しみながら環境についても勉強でき子供も大人も楽しめた。」
 「子供連れでも楽しめる、学べるものが良いと思います。」

～その他～

「問題意識をより高めるために、どのような問題がどう私たちの生活に影響するのか理解できるコーナーがあったら良いと思う。」
 「送迎バスが2種に増えてよかった。」

エコカーワールド出展者の声

「エコを通じて、たくさんの来場者の方と非常に有意義な会話ができました。」
 「ガソリン高騰により、エコカーに関心を持たれる方が多く、マスコミにも多く取り上げられた。」
 「エコをもっとPRできると良いと思います。」



乗るならエコカー <http://www.erca.jp>
 チーム・マイナスイロ

エコつながるクリーンな未来
2008
エコカーワールド
 in 横浜
 ECO CAR WORLD

2008年6月7日(土) 12:00~17:00
 6月8日(日) 10:00~16:00

会場：横浜 赤レンガ倉庫広場
 試乗会場：横浜海上防災基地特別展示場及びその周辺

入場無料

ステージイベント

エコカーが赤レンガ倉庫広場に大集結!

環境に優しいエコカーを
 実際に試乗しよう

エコカーに試乗してみよう
 ・エコドライブ体験コーナー
 ・ソーラーカーを手作りできるコーナー
 ・未来の車を競ってみよう
 ・最新型エコカー
 ・最新型エコカーのマイエコドライブを作るコーナー

エコカーdeイベント
 ・最新型エコカーのマイエコドライブを作るコーナー

子供向けイベント
 ・最新型エコカーのマイエコドライブを作るコーナー

大人向けイベント
 ・最新型エコカーのマイエコドライブを作るコーナー

お問い合わせ：独立行政法人環境再生保全機構 予防事業部環境改善課 TEL: 044-620-9567



赤レンガ倉庫広場に
エコカーが大集結!!

入場無料

エコカーに乗ることが出来たり、ソーラーカーを作ったり!
 エコカーワールド横浜2008は一日中楽しめるイベントがいっぱい!

環境に優しいエコカー

電気自動車 ハイブリッド自動車 燃料電池自動車 蓄電池(ニッケル水素)自動車
 燃料電池自動車 天然ガス自動車 LPGA自動車 エコカーを運転することは、後述の「エコドライブ」も重要!

会場案内図

その他にもイベント盛りだくさん!!
 ステージイベントや電動バッテリーカーなどもあるよ!!

エコドライブ体験
 エコドライブ体験コーナー
 エコドライブ体験コーナー
 エコドライブ体験コーナー

子供向けイベント
 エコドライブ体験コーナー
 エコドライブ体験コーナー

大人向けイベント
 エコドライブ体験コーナー
 エコドライブ体験コーナー

お問い合わせ：独立行政法人環境再生保全機構 予防事業部環境改善課 TEL: 044-620-9567

社会的取組みの状況

- 環境再生保全機構は、「環境分野の政策実施機関として、真に環境施策の一翼を担う組織となる」ことを経営理念に掲げています。
- 職員一人ひとりが、環境分野において機構が果たすべき社会的役割を十分認識し、皆様から信頼される組織を目指して、高い倫理観、責任感をもって日常業務に取り組んでいます。
- **情報の適正な管理に関する取組み、地域奉仕活動への参加**を積極的に行っています。

情報の適正な管理に関する取組み

(1) 情報漏えい防止

機構が保有するシステムを、不正アクセスの被害から保護するため、ファイアーウォールの更新、情報セキュリティポリシーの見直しを行うなど、適正な管理に努めています。

(2) 個人情報の保護

平成 17 年 4 月から施行された「個人情報の保護に関する法律」に基づき、「個人情報の保護管理規程」を制定し、個人情報の保護に努めています。平成 18 年から機構業務となった石綿健康被害救済業務は日常的に個人情報を扱うことから、認定申請書類等は、施錠付保管庫等で厳重に管理を行っています。

地域奉仕活動への参加

地域奉仕活動の一環として、機構事務所のある川崎市での美化活動に参加しています。

20 年度は、川崎駅西口周辺や機構が入居するミュージア川崎付近一帯のゴミ拾い・掃き掃除等並びに多摩川花火大会の清掃ボランティアとして参加しました。



労働安全衛生活動1

- 環境再生保全機構は、快適な職場環境づくりのために各種取組みを推進しています。
- 職員の健康維持・促進を図るため、衛生委員会を設置し、**健康管理の取組み**及び**メンタルヘルスケア**を推進しています。
- 職場内における**セクシュアル・ハラスメント**防止に向けた取組みを行っています。

健康管理の取組み

衛生委員会を設置し、産業医を招いて定期的に委員会を開催しています。平成 20 年度は、特定健康診査・特定保健事業、定期健康診断結果及び新型インフルエンザ対策について話し合いを行ないました。さらに、今話題のテーマをピックアップして、産業医による講演も行なっています。

産業医による面談を実施し、職員の健康相談やメンタルケアに努めています。定期健康診断の結果による個別指導、肥満症や高血圧、高脂血症、糖尿病などの生活習慣病（メタボリックシンドローム）対策のための個別指導も健康保険組合を通じて行っています。

セクシュアル・ハラスメント防止

職場内におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等を防止するため、これらに関する研修を定期的実施しています。また、女性職員2名、男性職員1名が随時相談を受け付ける体制をとっています。

参考 研修資料：監督者用パンフレット（人事院HP）


監督者として特に認識すること

- 1

セクハラは重大な犯罪


(1) セクハラは個人の人格などを害するだけでなく、企業の聲譽を損なうこともあります。また、仕事ができなくなったり、退職したりすることもあります。

(2) 監督者として、セクハラを放置し良好な勤務環境を確保できなかった場合は、業務・監督責任を問われることもあります。


- 2


上司などによるセクハラが多い

セクハラを行う場面は、上司など監督者より地位が上の者が多くなっています。職員の監督者は、部下などに対して強い立場にあります。監督者は、セクハラを行わないよう十分な注意を払う必要があります。


- 3

監督者によるセクハラには厳しい処分

強い立場にある監督者によるセクハラは、それだけ罪種が大きく、重い処分が行われます。



懲戒処分の指針（平成12年3月31日人事院事務局長通達）

- 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場に於ける上司、部下等の職務に著しく影響を及ぼしていることによる著しい性的差別的な行為を繰り返してわいせつな行為をした職員は、停職又は免職とする。
- 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな行為、不当な内容の贈答、性的な内容の平等、電子メールの送付、身体的接触、つまみ食い等の性的な言動（以下「わいせつな言動等」という。）を繰り返した職員は、停職又は減給とする。この場合においてわいせつな言動等の性的な言動を執断に繰り返したことにより相手の健康の心身ストレスの増大による精神状態に悪化したときは、当該職員は免職又は停職とする。
- 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言動等の性的な言動を行った職員は、減給又は停職とする。

(注) 処分を行う際には、具体的行為の態様、悪質性等も併せて考慮の上で決するものとする。

セクシュアル・ハラスメントのない職場にするために

監


督

者

の

役

割



人事院

- 環境再生保全機構は、災害から職員を守るため各種取組みを推進しています
- 防災訓練の実施、非常用装備品などを備蓄し、警戒宣言発令時や大規模地震発生時に備えています

防災の取組み

災害から職員を守るため、年1回オフィスビル全体で実施される防災訓練に参加し、職員で組織された自衛消防隊を中心に、災害時を想定した避難誘導等を行っています。自衛消防隊は、機構での火災発生時だけでなく、機構が入居している建物で火災が発生した場合にも、ビル全体の消防組織と協力して、消火・避難誘導・救護などの防災活動にあたります。

さらに、職員全員に「非常持出品セット」と防災用ヘルメットを支給するなど、万一の大災害に備えた職員の安全確保に努めています。



非常持出品セット



避難バルコニー



消火器

本環境報告書の作成にあたり、記載内容の信頼性を高めるために、作成部署から独立した立場にある監事（野口 貴雄、日置 和弘）による評価を実施いたしました。監事より示された意見は、以下のとおりです。

独立行政法人環境再生保全機構「環境報告書 2009」への監事意見

平成21年9月8日

1. 評価の目的

「環境報告書 2009」の信頼性を高めるために、網羅性、正確性、中立性、検証可能性の観点から評価を行いました。

2. 実施した手続きの内容

定期監事監査における業務監査を踏まえるとともに、環境省「環境報告書の信頼性を高めるための自己評価の手引き」を参考にして実施しました。

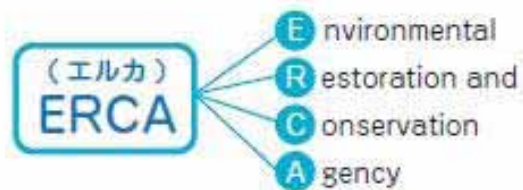
3. 評価対象項目

- 1) 事業活動に係る環境配慮の方針等
- 2) 主要な事業内容、対象とする事業年度等
- 3) 事業活動に係る環境配慮の計画
- 4) 事業活動に係る取組の体制等
- 5) 事業活動に係る環境配慮の取組の状況等
- 6) 製品・サービス等に係る環境配慮の情報
- 7) その他（コミュニケーション、規制の遵守状況）

4. 評価結果

評価対象項目について評価を実施した結果、問題となる事項はありませんでした。

以上



編集委員



第6回編集委員会（ペーパーレス）

環境報告書2009編集委員

委員長	中野 安則		
副委員長	藏重 徹雄		
委員	天羽 良次	金子 祐二	
	鈴木 正輝	原 勝重	
	堀越 佳奈子	中村 真悟	
	米原 宏樹		

独立行政法人環境再生保全機構

本部 〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番 ミューザ川崎セントラルタワー8階
 TEL. 044-520-9616 FAX. 044-520-2131
 大阪支部 〒530-0002 大阪府大阪市北区曽根崎新地一丁目1番49号
 TEL. 06-6342-0780 FAX. 06-6342-0260
 URL. <http://www.erca.go.jp/>